

平成 22 年度 水産白書の概要

水産庁漁政部企画課

課長補佐 岩 田 剛

第 522 号
(第 45 卷 第 6 号)

編 集 財団法人 東京水産振興会
発 行

「水産振興」発刊の趣旨

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともに、その総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかってわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処に、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和四十二年七月

財団法人 東京水産振興会

(題字は井野碩哉元会長)

目次

平成二十二年度 水産白書の概要
第五二二号

【東日本大震災】	2
【トビックス】 水産の一年	15
一 「資源管理・漁業所得補償対策」が平成二十三年度からスタート	15
二 気象や海洋環境の変化が漁業に影響	16
三 天然二ホンウナギの卵の採集に成功	18
四 鯨類資源の持続的な利用に向けて	18
五 クニマスから生物多様性を考える	19
【I 特集】 私たちの水産資源	21
～持続的な漁業・食料供給を考える～	21
一 水産食料と水産資源をめぐる世界の状況	21
二 水産資源の特徴と資源管理の重要性	23
三 我が国周辺の水産資源とその管理の現状	27
四 水産資源の持続的利用をめぐる課題	32
五 国民全体で支える水産資源管理	34
【II 平成二十一年度以降の我が国水産の動向】	40
一 水産物の消費・需給をめぐる動き	40
二 我が国水産業をめぐる動き	46
三 水産業をめぐる国際情勢	53
四 活力ある漁村づくり	57

時事余聞 編集後記

岩田剛
いわたつよし

略歴
▽平成六年 三月

九州大学農学部水産学科
卒業

同 四月

水産庁入庁 (沿岸課勤務)

平成八年十月

同国際課 (さけ・ます、ロシア、FAO等を担当)

平成十三年 四月

熊本県水産振興課 (流通、資源管理を担当)

平成十五年 四月

九州漁業調整事務所漁業監督指導官

平成十六年 七月

ジェットロ・ニューヨークセンター 農林水産担当ディレクター

平成二十年 四月

水産庁遠洋課課長補佐 (捕鯨企画)

平成二十年 九月

農林水産省国際部輸出促進室国際専門官

平成二十二年十月

水産庁企画課課長補佐 (動向分析班担当)

現在に至る

平成二十二年度 水産白書の概要

水産庁漁政部企画課

課長補佐 岩 田 剛

〔平成二十二年度水産白書〕は、水産基本法に基づき、政府が国会に対し、①平成二十二年度水産の動向、②平成二十二年度に講じた水産施策、③平成二十三年度に講じようとする水産施策、について報告するものであり、平成二十三年五月二十七日の閣議で決定され、同日、国会に提出、公表された。

この報告を公表する狙いとしては、水産の動向や施策の必要性について国民一般の理解を得るところが大きい。このため、水産白書では例年、冒頭の「トピック

例年の章立てを変更、冒頭に「東日本大震災」の章を置く

ス（水産この一年）」でその年に大きなニュースとなった事項を紹介し、第一章の「特集」では、年々テーマを変えてやや深掘りした記述を行うなど、構成面を工夫し、一般の読者に分かりやすい内容となるよう心がけている。今年の水産白書では、平成二十二年三月十一日の東日本大震災の発生を受け、例年の章立てを変更し、冒頭に「東日本大震災」の章を置いている。

以下、「平成二十二年度水産白書」のうち「平成二十二年度水産の動向」について概要をご紹介します。

【東日本大震災】

（地震・津波による被害の状況）

平成二十三年三月十一日午後二時四十六分、三陸沖を震源として発生した「東北地方太平洋沖地震」は国内観測史上最大のマグニチュード九・〇（暫定値）を記録し、大規模な津波を引き起こした。この津波は、東北地方太平洋沿岸をはじめとして全国の沿岸に到達し、震源に近い岩手県、宮城県、福島県の三県には特に大きな津波が押し寄せた。気象庁の観測（速報値）によると、津波の高さは、岩手県の宮古で八・五m以上、大船渡で一・八m以上、釜石で九・三m以上、宮城県の石巻市鮎川で七・七m以上、福島県の相馬で九・三m以上とされている。

国内観測史上最大のマグニチュード九・〇を記録



手前から、被災した製氷施設、冷蔵庫及び水産加工場（宮城県南三陸町）



瓦礫などの漂流物が覆う漁港（宮城県石巻市）

表 1

この表は、地震発生後から5月16日までに都道府県から報告を受けた被害状況を取りまとめたものであり、調査中のものや推定値を多く含む暫定的なものです。

東日本大震災による水産関係の被害状況 (5月16日現在 (注))

主な被害	被害数	被害額(億円)	主な被害地域
・漁船	20,718隻	1,384	岩手県、宮城県、福島県においては壊滅的な状況。これらに加え、北海道、青森県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県
・漁港施設	319漁港	6,442	岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、大分県、
・養殖施設		455	宮崎県、鹿児島県、沖縄県から被害報告(さらに、富山県、石川県、鳥取県の漁船が被災地で係留中に被害)
・養殖物		545	
・市場・加工施設等共同利用施設		126	
合 計		8,952	

北海道	<ul style="list-style-type: none"> 789隻(5t以下:658隻、5t超:131隻)の漁船が被害。 12漁港が被害。 太平洋沿岸を中心にホタテ、カキ、ウニ、コンブ、ワカメ等の養殖施設が被害。 約15か所の市場施設が被害(浸水、設備破損等)。 一部地域の水産加工施設が被害(半壊4、浸水27)。
青森県	<ul style="list-style-type: none"> 617隻(5t以下:525隻、5t超:92隻)の漁船が被害。 18漁港が被害。 コンブ、ホタテの養殖施設が被害。 2~3か所の市場施設が被害(浸水、設備破損等)。 八戸地区の水産加工施設が被害(全壊4、半壊14、浸水39)。
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 漁船に壊滅的な被害(県内10,522隻^{※1})のうち、これまでに5,726隻の被害が判明。 県内の全1142漁港のほぼすべてが壊滅的な被害(これまでに108漁港の被害を確認)。 県内のホタテ、カキ、コンブ、ワカメ等の養殖施設が壊滅的な被害。 県内の全13か所の市場施設のうち、大半が壊滅的な被害。 県内の全水産加工施設178工場^{※2}のうち大半が施設流出・損壊(全壊59、半壊6)。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 漁船に壊滅的な被害(県内13,570隻^{※1})のうち、これまでに12,011隻(5t以下:11,425隻、5t超:586隻)の被害が判明。 県内の全142漁港が壊滅的な被害。 県内のギンザケ、ホタテ、カキ、ホヤ、コンブ、ワカメ、ノリ類等の養殖施設が壊滅的な被害。 県内の全10か所の市場施設が壊滅的な被害(全壊、浸水、設備破損等)。 県内の全水産加工施設439工場^{※2}のうち、半数以上が壊滅的な被害(全壊323、半壊17、浸水38)。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> 県内の1,068隻^{※1}の漁船のうち、873隻(5t以下:712隻、5t超:161隻)が被害。 県内の全10漁港が壊滅的な被害。 ノリ類の養殖施設が被害(被害状況調査中)。 県内の全12か所の市場施設が被害(半壊4、建屋・機器の流出5、原発避難地区2)。 県内に水産加工施設135工場^{※2}。被害の詳細は不明。
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> 249隻(5t以下:232隻、5t超:17隻)の漁船が被害。 16漁港が被害。 養殖施設の被害について調査中。 県内の全9か所の市場施設の大半が被害(全壊2、水没1、浸水3など)。 一部地域の水産加工施設が被害(全壊32、半壊33、浸水12)。
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> 335隻の漁船が被害。 13漁港が被害。 ノリ類の養殖施設が被害(被害状況調査中)。 一部の市場施設が被害。 一部地域の水産加工施設が被害(全壊6、半壊13、浸水12)。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> 3隻(5t以下:1隻、5t超:2隻)の漁船が被害。
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ワカメ等の養殖施設が被害。
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 10隻の漁船が被害。
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> 8隻(5t以下:8隻)の漁船が被害。
三重県	<ul style="list-style-type: none"> 26隻(5t以下:26隻)の漁船が被害。 マダイ、クロマグロ、カキ、ノリ類、真珠等の養殖施設が被害。
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> 6隻(5t以下:3隻、5t超:3隻)の漁船が被害。 マダイ、クロマグロ等の養殖施設が被害。
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> 4隻(5t以下:4隻)の漁船が被害。 カンパチ、ハマチ、シマアジ、ワカメ等の養殖施設が被害。
高知県	<ul style="list-style-type: none"> 25隻(5t以下:23隻、5t超:2隻)の漁船が被害。 カンパチ、マダイ、ノリ類等の養殖施設が被害。
大分県	<ul style="list-style-type: none"> 2隻(5t超:2隻)の漁船が被害。 マダイ、ハマチ、シマアジ、ヒラメの養殖施設が被害。
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> 20隻(5t以下:16隻、5t超:4隻)の漁船が被害。 ハマチ、アジ、オオニホ等の養殖施設が被害。
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> 3隻(5t以下:3隻)の漁船が被害。
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> モズクの養殖施設が被害。

※1: 県内漁船数は、岩手県及び福島県については漁船保険加入隻数、宮城県については漁船登録隻数。
 ※2: 県内水産加工施設数は、漁業センサス(2008年)による。
 (注) 6月16日現在の被害状況は、1兆664億円となっており、その内訳は次のとおり。
 漁船:1,537億円(21,506隻)、漁港施設:7,231億円(319漁港)、養殖施設:730億円、養殖物:563億円、
 共同利用施設:603億円(1,303施設)

三陸地域のほとんどが生活基盤、漁業生産基盤が壊滅

宮城県中部以北から岩手県にかけての三陸地域は、海岸線が複雑に入り組んだりアス式海岸が連なり、天然の良港に恵まれるとともに、養殖生産に適した波の静かな湾を多数有している。このため、本地域には、宮古・大船渡(岩手県)、気仙沼(宮城県)など、沖合・遠洋漁業の基地となり、水産加工業も集積した水産都市が立地している。また、ホタテ、カキ、コンブ、ワカメ、ギンザケなどの養殖も盛んに行われている。しかし、今回の津波によって三陸地域のほとんど全ての水産都市や漁業集落の生活基盤、漁業生産基盤に壊滅的な被害がもたらされた。

宮城県中部から千葉県外房地域にかけて、また、青森県八戸市以北の本州太平洋沿岸は、おおむね平坦な海岸線が続ぎ、沿岸では、アサリ、ホッキ貝、ヒラメ、カレイ、カタクチイワシ等の漁業や、カキ、ノリ等の養殖が盛んに行われている。また、八戸(青森県)、石巻・塩釜(宮城県)、小名浜(福島県)、銚子(千葉県)など、沖合・遠洋漁業の拠点となるとともに、水産加工場なども集積した水産都市が立地している。これらの地域においても想定を超える津波により、漁業集落、漁船・漁具、養殖施設、漁港施設、流通・加工施設などに大きな被害がもたらされた。

今回の津波は、東北、関東以外の地域にも広範囲に押し寄せた。北海道渡島森港で一・六m以上、三重県鳥羽で一・八m以上、高知県須崎で二・八m以上の高さの津波が観測され大きな被害をもたらしている。波浪に弱い養殖施設の被害は特に広い範囲に及んでおり、北海道、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄

県などで大きな被害が生じている。

平成二十三年五月十六日現在の水産関係の被害状況（都道府県からの報告を水産庁でとりまとめたもの）は、表1のとおりである。

（農林水産省の対応）

「緊急災害対策本部」を設置、
漁業取締船を現地に派遣、救援
活動を展開

政府は、震災の発生を受けて、三月十一日、直ちに内閣総理大臣を本部長とする「緊急災害対策本部」を設置するとともに、政府調査団の派遣、全国を対象とした激甚災害の指定、救急災害現地対策本部の設置を行った。

農林水産省においても、同日、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省地震災害対策本部」を設置し、同日中に、被災地付近の海域で行動する水産庁漁業取締船を現場へ急行させ、自衛隊や海上保安庁と連携の上、捜索活動にあたった。また、三月十日以降、水産庁漁業取締船・調査船計九隻により被災地に救援物資を輸送するとともに、陸上からのアクセスが困難となった主要漁港とその周辺施設の被災状況の把握にあたった。さらに、南極海における調査から帰還した調査捕鯨母船「日新丸」も水産庁の要請を受けて支援活動に加わり、その大規模輸送能力を利用して、大量の救援物資を被災地に運搬した。

金融関係では、地震・津波による被害を受けた漁業者等への既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通について関係金融機関に要請した。また、漁業共済団体及び漁業



水産庁漁業取締船に搭載された取締艇による支援物資搬入

全漁連をはじめ各主要漁協が救護活動

保険団体に対し、被害の早期把握、迅速な損害評価の実施及び共済金・保険金の早期支払を依頼した。

また、水産庁は四月五日、被災地の漁業関係者と直接話し合うことにより、現状やニーズを把握し、被災地域の水産業の復旧・復興を支援するための「復興プロジェクト支援チーム」を庁内に設置し、チーム員を現地に派遣している。

〔被災地支援の取組〕

全国漁業協同組合連合会、(社)大日本水産会、全国水産加工業協同組合連合会をはじめ全国各地の水産関係団体も被災地支援に迅速に取り組んだ。

このうち、全国漁業協同組合連合会では、被災地に向けて緊急車両による支援物資の輸送を行ったほか、山形県酒田油槽所に保管されていた漁業用A重油を自家発電用の燃料の払底が懸念された宮城県内の病院へ提供するなどの取り組みを行った。(社)海外まき網漁業協会所属のまき網漁船は、三月十三日以降、計二六隻が被災地へ向かい、水産庁の漁業取締船等と協力し、大型船が接岸できない地域への支援物資搬入に取り組んだ(まき網漁船に搭載された小型艇を活用)。さらに、船員の全国団体である全日本海員組合は、小規模な港湾施設にも直接入港可能な二〇〇トン弱のイカ釣り漁船を活用して被災地の支援活動にあたった。



全日本会員組合は、中型イカ釣り漁船をチャーターして支援物資を搬入

〔東京電力福島第一原子力発電所の事故について〕

東京電力福島第一原子力発電所周辺では、地震、津波の被害に加え、同発電所の事故により避難指示や屋内退避指示が発令された地域の漁港が利用できなくなるとともに、同指示を受けて航行危険区域とされた海域では、漁業の操業断念を余儀なくされた。

三月十五日以降、福島県の各漁協は、福島県海域でのすべての操業を自粛している。さらに、サンプリング調査の結果、食品衛生法上の暫定規制値^{*1}を超過する放射性物質が検出される事例が出ていたイカナゴの稚魚（コウナゴ）については、四月二〇日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が福島県知事に対し、福島県で水揚げされるコウナゴの出荷・摂取制限を指示した。また、茨城県の各漁協は、四月五日、県からの要請を受け、コウナゴの出荷・販売を自粛し、四月三〇日には、操業再開がないままに、今漁期の操業終了を決定した。さらに、福島県では、五月一三日、県内で採取されたシラス、アユ及びワカサギから暫定規制値を超える放射性物質が検出された。

今回の原子力発電所の事故は、周辺海域の漁業に多大な影響を及ぼしただけではなく、水産物の安全性に対する内外の消費者の不安を呼び起こし、関係地域に限らず水

*1：厚生労働省は、魚介類中の放射性物質に関し、放射性セシウムについては五〇〇ベクレル/kg、放射性ヨウ素については二、〇〇〇ベクレル/kgを暫定規制値として設定している（それぞれ三月十七日、四月五日に設定）。

産物が敬遠されるといった風評被害も生じている。

水産庁では、五月二日付けで「水産物の放射性物質検査に関する基本方針」を都道府県等に通知した。これに基づき、関係都道府県及び業界では、原則週一回、主な水揚げ港でサンプリングした魚介類の放射性物質の検査を実施している。検査の結果、放射性物質の濃度が暫定規制値を超えた場合には、国又は都道府県の要請により、その検体が漁獲された海域周辺における関係漁業の操業が停止することとなる。これにより、暫定規制値を超える水産物の流通防止を図ることとしている。

さらに、水産物を含む日本産食品の輸出に当たり、輸出先国による規制の強化や風評被害等により、輸出が困難になるという事態が生じていることに対応し、各国に対し、我が国の水産物の安全性についての正確な情報を伝達するとともに、過剰な規制措置をとらないよう要請している。また、我が国から輸出される水産物について輸出先国が証明書（原産地証明、放射能安全証明等）の発行を要求していることに対応するため、水産庁による証明書を発行している。

なお、今回の事故によって生じる損害については、一般論として、事故との相当因果関係が認められるものについては、原子力損害賠償法に基づき、適切な賠償が行われることになる。農林水産省としても、被害者の方々が適切な補償を受けられるようできる限りの支援を行うこととしている。

水産庁は「水産物の放射性物質検査に関する基本方針」を都道府県に通知

イカナゴの稚魚に出荷・摂取制限

甚大な被害を受けた地域は、水産物供給に大きな役割を果たすとともに、他の地域の水産業も支えてきた

（我が国水産業への影響）

今回の東日本大震災によって甚大な被害を受けた地域は、全国の水産物供給に大きな役割を果たすとともに、他の地域の水産業も支える様々な機能を果たしてきた。

被害が多く報告されている青森県から千葉県にかけての漁業・養殖業について、平成二十一年の数値をみると、我が国全体の生産量の二四％（二二七万トン）、生産額の一七％（二、三一九億円）を占めている。品目別に見ると、例えば秋の風物詩であるサンマの四〇％（二二万六千トン）がこれらの地域の漁業者により漁獲されている。このほか、サバ類三八％（二七万八千トン）、養殖カキ二九％（六万二千トン）、養殖ワカメ七九％（四万八千トン）など、全国を生産量に対して相当の割合を占めるものも少なくない。さらに、養殖用種苗販売量についてみると、本地域の全国に占めるシェアは、カキ類種苗で全国の八一％、ワカメ類種苗で三〇％（平成二十年の数字）となっており、これらの種苗が全国の養殖生産を支えている。

青森県から千葉県にかけての沿岸部の主要な都市は、沖合・遠洋漁業の水揚げ港^{*2}として発展し、これらの漁業基地の後背地には、水産加工場が集積している。水産加工場数は全国の一六％（一、六二七か所）、水産加工品の製造量は全国の一三％（四二二万トン）に及ぶ（平成二十年の数字）。

*2：八戸、宮古、大船渡、釜石、気仙沼、女川、石巻、塩釜、小名浜、大津、波崎、銚子など

さらに、この地域には造船所も多く立地し、全国の中・大型漁船のうち二割^{*3}が当地域で建造されるなど、我が国の漁船勢力を支えている。

（被災地域の水産業の復旧・復興に向けて）

被災地域の水産業の早期の復興を図ることは、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する豊かな水産物の供給を確保するうえでも、極めて重要な課題である。

被災した水産関係者の皆さんが、困難を乗り越え、将来への希望と展望をもって水産業を再開できるよう、政府としても、漁業・加工流通業の再建や、漁港、漁場、漁船、養殖施設、さらには、漁村全体の復旧・復興に取り組むこととしている。

農林水産省では、五月二日に成立した平成二十三年度補正予算による水産関係の復旧対策として、二、一五三億円を投じて当面の対策を講ずることとしている（補正予算の概要は表2のとおり）。

また、政府では、有識者をメンバーとする東日本大震災復興構想会議を設置し、復興構想について幅広く議論を行っている。同会議は、平成二十三年六月末ごろまでを

水産関係の復旧対策として二、一五三億円をあてる

*3：平成十四年から二十一年までの間に建造された大臣管理漁業又は二〇トン以上の漁船（二六五隻）のうち、当地域に所在する造船所で建造された漁船（四六隻）の割合。水産庁調べ。

表2

水産関係補正予算の概要【総額2,153億円】		
I 漁港、漁場、漁村等の復旧 308億円 <ul style="list-style-type: none"> ① 水産関係施設等被害状況調査事業 3億円 被災地域における漁港、漁船、養殖施設 定置網等の漁業関係施設等の被害状況の調査 ② 漁港関係等災害復旧事業（公共） 250億円 漁港、漁場、海岸等の災害復旧及びこれ と併せて行う再度災害防止等のための災害 関連事業 ③ 災害復旧と連携した水産基盤復旧復興 対策（公共） 55億円 漁港施設・海岸保全施設等設計案件見直し、 漁業集落の地盤嵩上げ等防災機能強化 のための復旧復興計画策定、災害復旧と連 携した漁港機能回復対策 	III 海岸・海底清掃等漁場回復活動 への支援 123億円 <ul style="list-style-type: none"> 漁場復旧対策支援事業 123億円 低下・喪失した漁場の機能や生産力の再生・ 回復を図るため漁業者等が行う漁場での 瓦礫の回収処理等の取組を支援 	VII 無利子資金、無担保・無保証 人融資等の金融対策、漁協再建 支援 223億円 <ul style="list-style-type: none"> ① 漁業関係資金無利子化事業 【融資枠380億円】 4億円 被災漁業者を対象として、漁業近代 化資金、日本政策金融公庫資金の貸付 金利を実質無利子化 ② 漁業関係公庫資金無担保・無保証 人事業 【融資枠60億円】 22億円 無担保・無保証人融資が可能となる 融資制度の構築に必要な額を日本政策 金融公庫に対し出資 ③ 漁業者等緊急保証対策事業 【保証枠630億円】 48億円 漁船建造資金や漁協の復旧資金等に ついて、無担保・無保証人融資を推進 するための緊急的な保証を支援 ④ 保証保険資金等緊急支援事業 145億円 東日本大震災により急増が見込まれる 保証保険機関の代位弁済経費等を助成 ⑤ 漁協経営再建緊急支援事業 【融資枠150億円】 4億円 漁協等が経営再建のために借り入れる 資金の実質無利子化
II 漁船保険・漁業共済支払への対応 940億円 <ul style="list-style-type: none"> ① 漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払 860億円（所要額968億円） 東日本大震災により発生する漁船保険の 再保険金及び漁業共済の保険金の支払いに 充てるための特別会計への繰入れ ② 漁船保険組合及び漁業共済組合支払保 険金等補助事業 80億円 被災した地域の漁船保険組合及び漁業共 済組合の保険金等の支払財源を支援 	IV 漁船建造、共同定置網再建に対 する支援 274億円 <ul style="list-style-type: none"> 共同利用漁船等復旧支援対策事業 274億円 被災した漁船・定置漁具の復旧のため、 漁業協同組合等が行う以下の取組を支援 ・ 激基法に基づく共同利用小型漁船の建造 ・ 共同計画に基づく漁船の導入 ・ 共同定置網の導入 	VI 産地市場、加工施設の再建に対 する支援 18億円＋76億円の内数 <ul style="list-style-type: none"> ① 水産業協同利用施設復旧支援事業 18億円 被災した漁協等が所有する水産業共同利 用施設の早期復旧に必要な不可欠な機器等の 整備 ② 農林水産業協同利用施設災害復旧事業 （経当局計上）（76億円の内数） 激基法に基づく被災した漁協等が所有す る水産業共同利用施設の復旧
V 養殖施設、種苗生産施設の再建 に対する支援 267億円 <ul style="list-style-type: none"> 養殖施設復旧支援対策事業 267億円 ・ 激基法に基づく被害を受けた養殖施設の 復旧 ・ さげ・ます孵化放流施設の緊急復旧 		

水産業の本格的復興に向けたビジョンと政策メニューを示していく

目途に、「提言」の取りまとめを行う予定であり、農林水産省としても、被災地域の本格的復興、食料供給機能の再生等に向け、地方と国が一体となつてどのように取り組んでいくか等について検討していくこととしている。水産分野についても、復興の主体である地域の意向を踏まえながら、活力ある水産地域の復興、防災機能強化による安全で安心できる漁村づくりなど、水産業の本格的復興に向けたビジョンとその実現のための政策メニューを示していくこととしている。

【トピックス】水産この一年

一 「資源管理・漁業所得補償対策」が平成二十三年度からスタート

国民への水産物の安定供給を確保していくためには、豊かな水産資源と、それを獲る漁業経営の持続が必要であり、これらの両方を確保するための施策として、平成二十三年度から「資源管理・漁業所得補償対策」がスタートした。

この対策は、資源管理や漁場改善の取組を行っている漁業者に一定以上の減収が生じた場合にその一部を補填する「資源管理・収入安定対策」（漁業共済の枠組みを活用）と「コスト対策」である漁業経営セーフティネット構築事業（平成二十二年年度から

「資源管理・収入安定対策」と「コスト対策」を組み合わせる。

実施。原油価格・配合飼料原料価格が一定以上上昇した場合に補填金を交付。資金は、漁業者と国が一・一の割合で積立）を組み合わせた総合的な所得補償制度となっている。資源管理が着実な成果を上げるためにも、本対策への幅広い漁業者の参画が期待される。

二 気象や海洋環境の変化が漁業に影響

気象庁の発表によると、平成二十二年夏（六〜八月）の平均気温は、統計を開始した昭和二十一年以降、北・東日本で第一位、西日本で第四位となる高い記録となった。漁業にも海水温の変動などによるとみられる影響があった。

① 陸奥湾では高水温によってホタテ貝が斃

死

海水温の変動により青森県のホタテ貝の斃死など被害の具体例

青森県陸奥湾では八月から九月にかけて五十四日間にわたって水温が二三度以上となりホタテ貝が斃死。次年度以降の養殖生産に必要な稚貝の大幅な不足が懸念されている。

② 八代海・有明海及び橘湾における大規模な赤潮の発生

平成二十二年六月下旬から八月上旬にかけて、八代海・有明海及び橘湾においてべん毛藻のシヤトネラによる赤潮が発生。ブリ等の養殖魚に約五四億円の被害をもたらした。

③ 北海道の羅臼でスルメイカが豊漁

沿岸の表層水温が高く、スルメイカの来遊時期が遅れたことで、羅臼沖における漁場形成が長期化。羅臼漁協では前年の約五倍の二万トンの水揚げとなった。

④ サンマ漁業の不振

平成二十二年のサンマ漁は、漁期開始当初の八月に道東沖へのサンマの来遊が少なかったことが影響し、漁獲量は前年比四割減の一九万三千トンとなった（社全国さんま漁業協会調べ）。

この原因として道東沖の海水温の高さを指摘する関係者もあるが、サンマの分布・回遊の変化に海洋環境がどのような影響を及ぼしたか現時点では明らかにならず今後の説明が期待される。

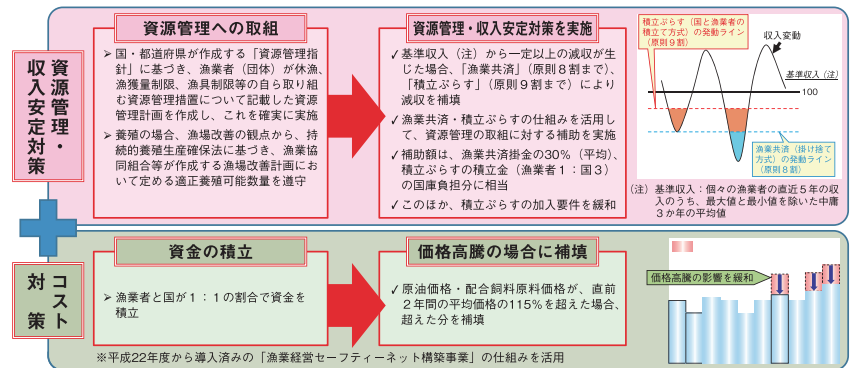


図 資源管理・漁業所得補償対策の概要（平成23年度予算額 51,818百万円）

三 天然ニホンウナギの卵の採集に成功

今後、ニホンウナギの人工種苗生産技術開発に進展が期待

東京大学大気海洋研究所と(独)水産総合研究センターの共同調査により、世界で初めて天然ニホンウナギの受精卵の採集に成功(平成二十三年二月に公表)。この調査により、天然のニホンウナギの産卵環境やふ化直後の成育環境が明らかになったことから、今後、ニホンウナギの人工種苗生産技術開発の一層の進展が期待される。

四 鯨類資源の持続的な利用に向けて

国際捕鯨委員会(IWC)は、持続的利用支持国と反捕鯨国の対立により、鯨類資源の保存管理についての意思決定ができない「機能不全」の状

況となっており、この状況を打開するための「IWCの将来」プロセスが二〇〇八年に開始。しかしながら二〇一〇年六月のIWC年次会合に至っても合意が得られず、翌二〇一一年の年次会合まで一年間の「熟考期間」が設定されることとなった。

一方、南極海で鯨類捕獲調査に従事している我が国の調査船団に対する反捕鯨団体シーシェパードの妨害活動が問題となっており、平成二十二／二十三年の調査時には、酪酸や着色料入りのビン、発煙筒、発光弾の投てきや調査船のスクリーンを狙ったロープの投入など、再三の妨害活動によって、調査船団の安全確保が困難な状況となったことから、平成二十三年二月、やむを得ず今期の調査を切り上げた。

シーシェパードなどによる妨害行為は、いわれのない暴力であり許されるものではない

国際捕鯨取締条約第八条に基づいて実施されている我が国の鯨類捕獲調査に対し行われる一連の妨害行為は、いわれのない暴力であり、断じて許されるものではない。我が国が実施している国際捕鯨取締条約に基づく正当な調査活動が妨害されることのないよう、我が国としては、今後とも内閣官庁を中心に関係省庁が連携し、必要な対策を検討していくこととしている。

五 クニマスから生物多様性を考える

秋田県田沢湖だけに生息し、昭和一五年に絶滅したとされていたクニマスが平成二十二年十二月に山梨県の西湖で発見され大きなニュースとなった。田沢湖のクニマス



写真提供：東京大学大気海洋研究所
世界で初めて採集されたニホンウナギの天然受精卵(左)とふ化したばかりのレプトセファルス幼生(右)

生物多様性は人類の生存を支える重要なものと認識

は、当時の電力需要等に対応するため田沢湖に強酸性の川の水を引き入れたために絶滅したものと考えられていたが、他県の湖に田沢湖からクニマスの受精卵が送られたとの記録があり、今回の西湖での発見につながったものと考えられる。

クニマスが人為的な要因で田沢湖から姿を消した時代とは異なり、現代では生物多様性は人類の生存を支える重要なものと認識されている。

平成二十二年十月には、生物多様性条約第十回締約国会議（COP10）が名古屋で開催され、世界中の締約国、国際機関、NGO等が生物多様性を守り自然と共生する世界を実現するための方策などについて議論。二〇二〇年までに海洋保護区の面積を沿岸域及び海域の一〇％とすることなどを盛り込んだ「戦略計画二〇一一―二〇二〇（愛知目標）」を採択した。

平成二十二年八月には、我が国周辺水域（領海及び排他的経済水域）に世界の全海洋生物種の約一四・六％にあたる三万三、六二九種が出現するとの研究結果^{*4}が発表された。

世界的にも極めて恵まれた海を有する我が国としては、その海洋生物資源の保全と持続可能な利用に努め、その恩恵を将来の世代に引き継いでいくことが重要である。

*4 国際プロジェクト「海のセンサス」の一環として、(独)海洋研究開発機構、京都大学フィールド科学教育研究センター、東京大学大気海洋研究所が共同で、我が国周辺水域に出現する生物についての文献データを精査。

【I 特集 私たちの水産資源 持続的な漁業・食料供給を考える】

一 水産食料と水産資源をめぐる世界の状況

世界の食用水産物消費量は、年々増加しており、世界の一人当たり年間水産物消費量は、約五〇年間で二倍に増加している（一九六一年・九・〇kg/人/年→二〇〇七年・一六・七kg/人/年）。国連の予測によれば、二〇四〇年の世界の人口は九〇億人と、二〇一〇年から三割増加するとされている。世界の水産物の総需要量は、今後も増大が見込まれる。

しかし、この需要を支えるべき、世界の水産資源の状況はかんばしいものではない。国連食糧農業機関（FAO）によれば、世界の水産資源は、「満限利用状態」、「過剰利用または枯渇状態」の割合が増加している（図1）。世界の海面漁業生産量はすでに頭打ちとなっており、今後増加が予想される水産物需要を支えられないおそれがある。一方、世界の養殖生産量は増大を続けており、FAOは、今後の世界の水産物需要の拡大は、主に養殖業によって支えられると分析している^{*5}。しかし、中長期的にみると、①養殖適地に限りがある、②養殖場に収容できる魚の密度にも限りがある、

世界の海洋水産資源は「満限利用状態」、「過剰利用または枯渇状態」の割合が増加

今後の世界の水産物需要の拡大は、主に養殖業によって支えられる

③魚粉を中心とする餌の供給に限界がある、などの制限要因があることから、養殖生産量の増大にも限界がある可能性がある。

このような水産食料と水産資源をめぐる世界の状況をみると、我が国としては、好漁場に恵まれた我が国周辺水域の水産資源を適切に管理し、その持続的利用を図ることが食料戦略の一環としても重要である。また、世界有数の水産国として国際的な資源管理に貢献していく必要がある。

*5 FAO 「世界漁業・養殖業白書（二〇〇八）」

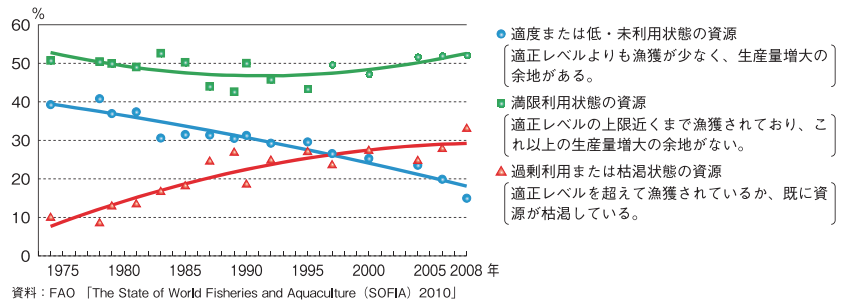


図1 海洋水産資源の利用状況

二 水産資源の特徴と資源管理の重要性

(水産資源の特徴)

水産資源は、自然の再生産システム(図2)によって生産される持続利用可能な資源であるが、資源量の予測や資源状態の観測には不確実性が伴う。また、水産資源は、通常、海の中を泳いでいる時には誰の所有にも属しておらず、漁獲されることによって初めて人の所有におかれるという性質(無主物性)を有しており、水産資源の漁獲にあたって何の制限も課されていない状態(いわゆるオープンアクセス)では、自分が漁獲を控えたとしても他者がそれを漁獲してしまうため、資源の「先取り競争」が発生し、適正水準を超えた過剰な漁獲である「乱獲」を招きやすい。乱獲が起こると、水産資源が自らもっている再生産力が阻害され、資源の大幅な低下を招く恐れがある。このため、乱獲を防止し、資源の保全・回復につなげていくための「資源管理」が必要となる。

乱獲を防止し、資源の保全・回復につなげる「資源管理」が必

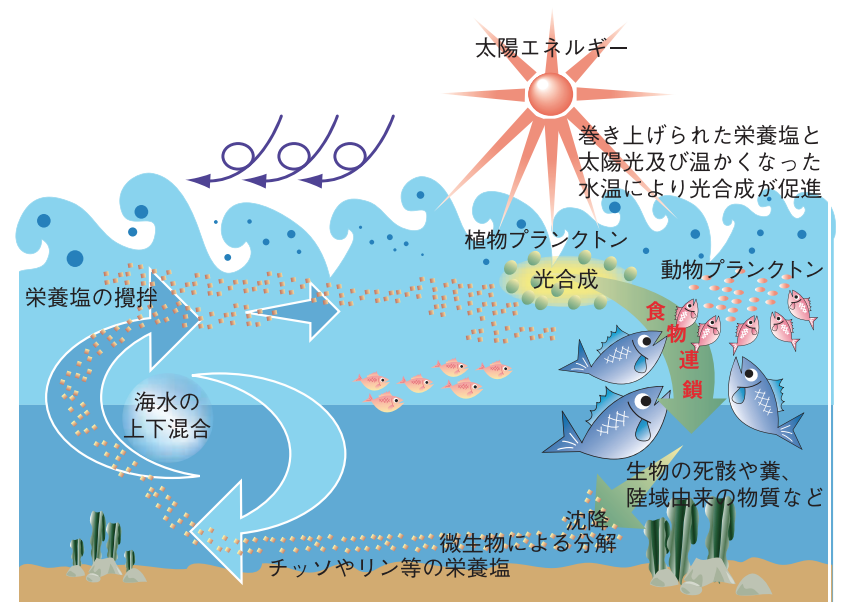


図2 水産資源の再生産システム

(適切な資源管理の実行)

乱獲を防止しつつ、より多くの漁獲物を持続的に得るためには、量を獲り過ぎない(過剰な漁獲圧の防止)ということに加え、十分に成長していない小型魚を保護し、魚を十分大きくしてから漁獲する(成長乱獲の防止)、卵を抱えた親魚(産卵親魚)を取り残す(加入乱獲の防止)など、水産資源の再生産力を阻害しないことが重要。

水産資源の再生産力を阻害しないための三つの資源管理の手法

- ① 漁船の隻数や馬力数の制限等のインプットコントロール(投入量規制)
- ② 産卵期の禁漁や網目サイズの規制等のテクニカルコントロール(技術的規制)
- ③ 漁獲可能量(TAC)の設定等のアウトプットコントロール(産出量規制)

これらの資源管理手法のうち、どの手法に力点を置くかは、漁業の形態や漁業者の数、水産資源の状況などによって異なる。様々な資源管理手法が適切に機能し、効果を上げるためには、これらの手法が、科学的根拠(資源評価に基づく管理方策の提示など)とルールの遵守を担保する仕組み(公的機関による漁業取締など)によって支えられる必要がある(図3)。

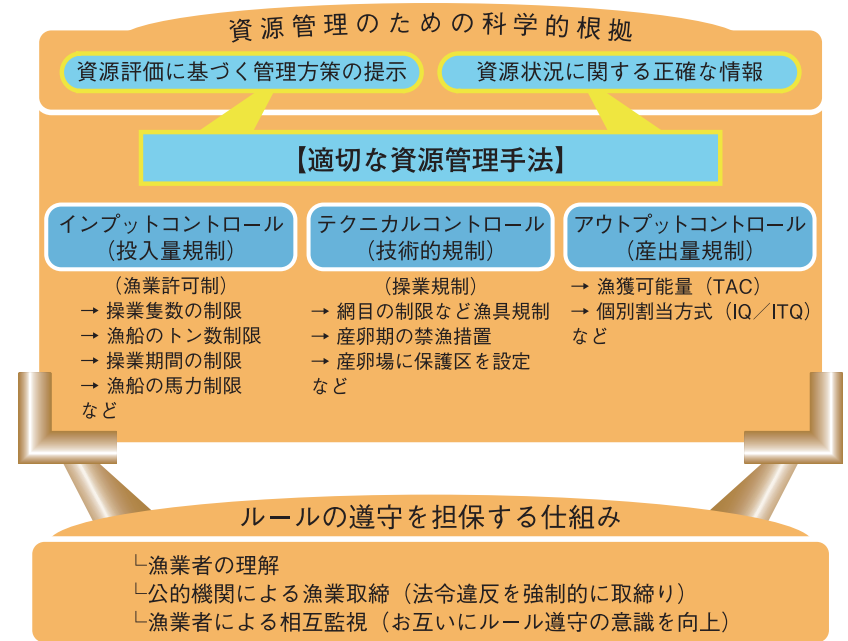


図3 資源管理手法とそれを支える要素

三 我が国周辺の水産資源とその管理の現状

(我が国周辺の漁場と水産資源)

四方を海に囲まれ、六千以上の島しよで構成されている我が国は、国土面積では世界第六一位にとどまるものの、その排他的経済水域等(領海、内水等を含む)の面積は世界第六位となっている。我が国周辺水域が含まれる太平洋北西部海域は、世界の漁業生産量の二割を占める好漁場である。また、我が国の排他的経済水域等は、世界の海の中でも生物の多様性が極めて高い海域であり、生息が確認されている海洋生物は、全世界の海洋生物種の約一四・六%にあたる三万三、六二九種に及ぶといわれている。このため、我が国では、他の水産国と比べても、非常に多種多様な魚種が漁獲されている。

〈海流〉

我が国周辺に豊かな漁場が形成される要因としては主に次が挙げられる。

親潮(栄養塩が豊富でプランクトンが増殖)と黒潮(栄養塩は少ないものの、南の海域から魚を我が国周辺水域に運ぶ)が交差し、我が国周辺に「魚の回廊」が形成されている。

〈陸棚と堆〉

我が国周辺水域が含まれる太平洋北西部海域は、世界の漁業生産の二割を占める好漁場

我が国の沿岸、特に北海道、東北地方及び山陰地方の沿岸には、底魚の生息に適した水深二〇〇m程度の陸棚が発達。また、日本海には台地状の浅海である大和堆、武蔵堆が存在。

〔陸域がもたらす栄養塩〕

広大な浅海である東シナ海や日本列島の複雑な地形によって形成される多くの内湾（噴火湾、伊勢湾、有明海、八代海など）では、陸域から豊富な栄養塩がもたらされることで、豊富な水産資源が育まれている。

〔我が国周辺水域の水産資源の評価〕

我が国の漁業・養殖業生産量は五四三万トンでピーク時の一、二八二万トンの半分に減少

平成二十一年の我が国の漁業・養殖業生産量は五四三万トンで、ピーク時の昭和五十九年（一、二八二万トン）の約半分となっている。この生産量の減少は、遠洋漁業からの撤退が進んだこと、マイワシ（主に沖合漁業で漁獲）の生産量が大きく減少したことが要因となっている。マイワシを除いた沿岸・沖合漁業の生産量は、ここ数年は横ばい、緩やかな減少となっている。

我が国周辺水域の資源状況をみると、平成二十二年の評価結果では、資源評価対象（五一魚種・八四系群*）のうち四割の三四系群が低位水準となっているが、近年の推移をみると、低位の割合がやや減少し、中・高位がやや増加している（図4）。資源評価の対象となっている魚種・系群の状況は、全体としては近年は概ね安定的

資源状況は概ね安定的に推移しているものの、個別の魚種・系群については、低位水準にとどまっているものや資源水準が悪化しているものもある

に推移していると言えるものの、個別の魚種・系群についてみると、低位水準にとどまっているものや資源水準が悪化しているものもみられる。我が国周辺水域の水産資源の持続的利用のためには、今後とも各資源の状況や漁業の実態に応じた十分な措置を講じていく必要がある。

*6 これらの資源を対象とする漁業の漁獲量は、我が国の海面漁業による全漁獲量から、国際資源（カツオ・マグロ類、サケ・マス類）と磯根資源（アワビ、サザエ、ウニ等）を除いた漁獲量のうち約七七%となっている。

〔我が国の水産資源管理の枠組み〕

我が国では、沿岸域から沖合、遠洋まで、漁獲対象魚種や漁業種類の異なる多種多様な漁業が営まれている。このため、我が国の水産資源管理においては、魚種や漁業種類の特性に応じ、公的規制（①都道府県による漁業権免許制度、②国、都道府県による漁業許可制度、③漁獲可能量（TAC）制度等）と漁業者による自主的

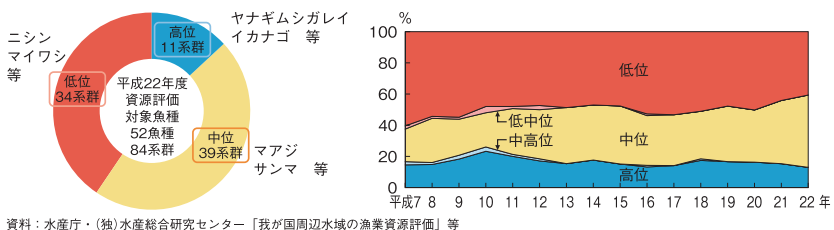


図4 我が国周辺水域の資源水準の状況（平成22年）及び資源水準の推移

三つの資源管理手法に基づいた資源管理が実施されている。その具体的内容

資源管理のもとで、前述の三つの資源管理手法（①インプットコントロール…投入量規制、②テクニカルコントロール…技術的規制、③アウトプットコントロール…産出量規制）を組み合わせた資源管理が実施されている。

〈漁業権漁業における資源管理〉

一定の水面を漁業協同組合で共同に利用して営む小規模な漁業（藻類、貝類や定着性の高い水産動物を目的とする漁業、小型定置網漁業、地びき網漁業等）について、都道府県知事が漁業協同組合に共同漁業権を免許^{*7}。免許に当たっては、漁場の区域、対象魚種、漁法等を特定。

〈許可漁業における資源管理〉

沖合・遠洋漁業等については、他の地域や漁業種類との調整の必要性や資源に与える影響が大きいことから、農林水産大臣又は都道府県知事が許可。許可制度により、漁船の隻数や総トン数、操業期間・区域や漁法等を規制。

〈産出量規制による資源管理〉

マアジ、サバ類、スケトウダラ等の七魚種について、「海洋生物資源の保存及び管

*7 漁業権の種類としては、共同漁業権の他、定置漁業権（漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置水深が二七m以上（一部例外あり）のものを営む権利）と区画漁業権（一定の区域において養殖業を営む権利）がある。共同漁業権と区画漁業権の一部（特定区画漁業権）は、漁業協同組合に対して免許される。

理に関する法律」に基づく産出量規制として、漁獲可能量（TAC）制度を導入。TACは、年間の数量を魚種別に定め、さらに一定のルールのもと、漁業種類や都道府県ごとに配分されている。

〈漁業者による自主的な資源管理の取組と資源回復計画〉

公的規制とあわせ、漁業者の間では、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の自主的な資源管理の取組を実施。平成一四年からは、早急に回復させる必要がある資源を対象として、減船、休漁等を含む資源管理の取組を推進する資源回復計画が実施されている（平成二十二年度現在、七七魚種六六計画）。

〈自主的資源管理措置の新たな展開…資源管理計画〉

このように、我が国では、多様な漁業の実態に対応し、公的規制と自主的規制を組み合わせた資源管理が行われてきたが、今後、我が国漁業を持続的に発展させ、国民への水産物の安定供給を図っていくためには、大きな潜在力を持った我が国周辺水域の資源管理を一層徹底することが求められている。このため、平成二十三年度からは、公的規制やこれまでの資源回復計画、各地の自主的資源管理を包括する新たな資源管理制度を導入した。この制度では、国・都道府県が定める資源管理指針に沿って、漁業者団体が資源管理計画を策定・実施する。この枠組みは、沿岸から沖合、遠洋まで、全国の漁業が対象となっている。そして、幅広い漁業者がこの新たな枠組みの下で計

資源管理計画にそって資源管理を行う者に「資源管理・漁業所得補償対策」を実施

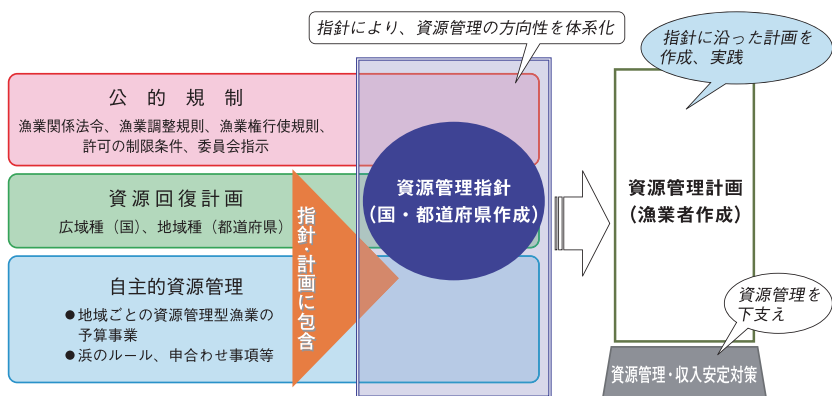


図5 新たな資源管理体制のイメージ

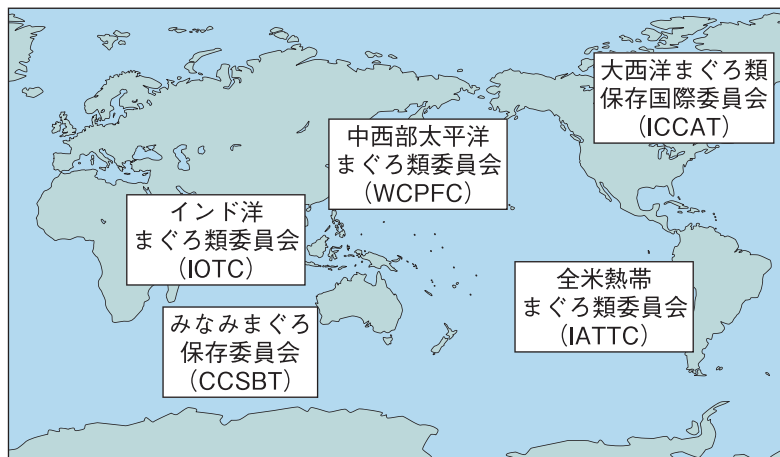


図6 マグロ類の地域漁業管理機関

画的に資源管理に取り組みことを促すため、資源管理計画に沿って資源管理に取り組み漁業者を対象に、「資源管理・漁業所得補償対策」を講じることとしている（図5）。

（国際的な水産資源管理への我が国の貢献）

高度回遊性魚種（カツオ、マグロ類等）、湖河性資源（サケ、マス等）等の資源管理には、国際的な協力が不可欠である。マグロ類については、我が国は、世界に五つあるマグロの地域漁業管理機関（RFMO）の全てに加盟するとともに、RFMOの規制措置を遵守しない漁船が漁獲したマグロ類の我が国への輸入を阻止するなど、マグロ類の国際的資源管理に向けたリーダーシップを発揮していくこととしている（図6）。

四 水産資源の持続的利用をめぐる課題

（環境や資源の変動への適切な対応）

日本近海の海水温は、長期的に上昇（0.7〜1.7℃/100年）しており、海水温の上昇が今後も続いた場合、回遊性の魚種の漁場に変化をもたらす可能性がある。今後、地球温暖化が漁業に与える影響について動向を注視する必要がある。また、水産動物にとって産卵や稚魚の生育の場となる藻場は、沿岸域の開発等によりこの30年間で四割減少しており、藻場再生に向けた取り組みが重要である。

地球温暖化が漁業に与える影響について動向を注視する

有用水産資源の種苗を生産、放流し、その育成管理を行うことにより、水産資源を積極的に増大させる「栽培漁業」については、関係都道府県の連携等を推進していくことが重要である。

〔水産資源の持続的利用を支える漁業生産力〕

水産資源は、海の中を泳いでいるだけでは、資源としての価値を持たない。漁獲され、人に消費されることで初めて資源として利用可能となる。水産資源の持続的利用のためには、水産資源の保全と同時に、水産資源の利用手段である我が国の漁業生産力の確保（漁業就業者の確保、生産体制がぜい弱化した漁船漁業の収益性強化等）も必要である。

五 国民全体で支える水産資源管理

水産資源管理は漁業者のみならず、水産物加工など水産業関係者、消費者にとっても重要な課題である。

水産資源の適切な管理は、国民への水産物の安定供給を図る上で大きな役割を果たしている。このような意味で、水産資源管理は、漁業者のみならず、水産物加工・流通業者等の水産業関係者、消費者にとっても重要な課題である。農水省が漁業者及び消費者を対象に実施したアンケート調査^{※8}の結果を紹介しながら、適切な資源管理の達成に向け、漁業者・水産業関係者、消費者、行政等が果たし得る役割について考察

する。

〔意識・意向調査から見えるもの〕

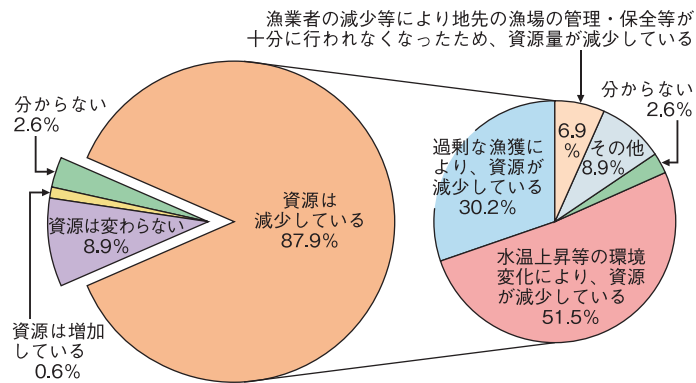
○水産資源の状況については、漁業者の八七・九%が「資源は減少している」と回答（図7）。また、資源管理に取り組む意義について、「漁場環境・生態系の維持・回復」（五三・三%）、「水産資源の回復・増大」（三四・三%）と並び「経営の安定」をあげた者が六七・一%と多くなっている。漁業者の間では、厳しい経営状況の背景に水産資源減少の問題があり、漁業経営の安定のためには水産資源の回復が欠かせないとの意識が共有されていることがうかがえる。

○消費者の八六・五%が「水産資源を食料として持続的に利用できるよう、漁業と資源保護の両立を図っていくべき」と回答しており、水産資源の持続的な利用を図ることが重要との考えが消費者において強いことが見て取れる（図8）。

○資源管理について消費者の理解を深めるために有効な取組については、漁業者、消費者のいずれも「行政機関による情報提供の充実」、「漁業者による情報発信」と回答した者が多くなっている（図9）。

漁業経営の安定のためには水産資源の回復が欠かせない

*8 「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」（平成二十三年五月公表）
農林水産省の情報交流モニターのうち、消費者モニター一、八〇〇名、漁業者モニター四〇〇名を対象に実施。



資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」（平成23年5月公表）

図7 水産資源の状況と資源減少の原因

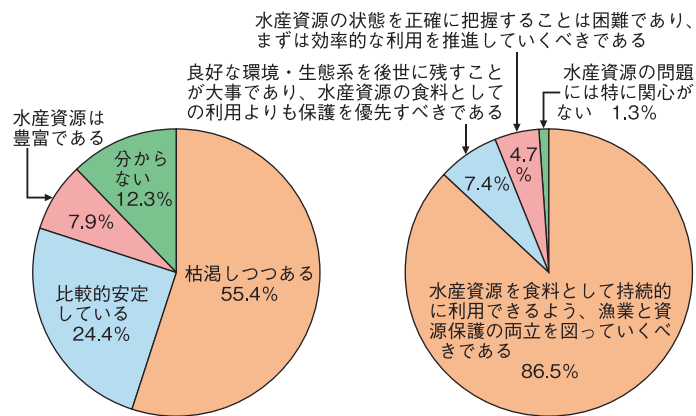


図8 資源状況に対する認識及び水産資源の利用にかかる考え方

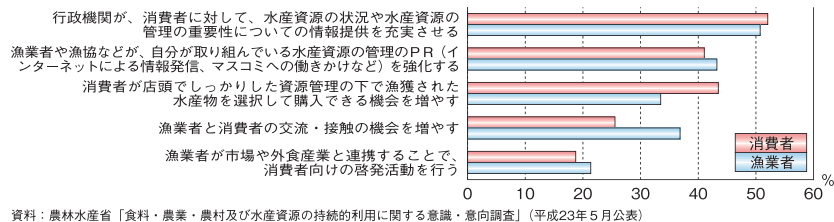


図9 資源管理について消費者の理解を深めるために有効な取り組み

水産エコラベルに対する消費者の認知度の向上が課題

○水産エコラベルについて消費者に質問したところ「価格や鮮度が同一であれば選択する」とした者が六九・九%、「多少高くても購入する」とした者が一六・〇%を占め、水産エコラベルの普及は、資源管理に対する消費者の理解促進や有利販売に役立つ可能性が示唆されている。その反面、水産エコラベルについて「知らない」と回答した者が七四・二%を占めており、水産エコラベルに対する消費者の認知度の向上が課題となっている。水産エコラベルの意義や効果について漁業者だけでなく、加工・流通業者の理解を促進し、水産エコラベル付き商品の販売機会を増やすことが重要である。

（多様な形での資源管理への参画）

水産資源の保全・管理に対する市民の理解の促進や流通業者との連携による密漁漁獲物の流通の阻止など、密漁の防止に向けた一層の対策が必要となっている。また、釣りを楽しむ遊漁者に、資源管理や海洋環境の保全への

水産エコラベルとは

資源管理に対する消費者の理解促進を図るため、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲した水産物であることを示すマークを貼付したもの。イギリスに本部をおく海洋管理協議会（MSC）が平成9年から認証を開始。我が国でも平成19年「マリン・エコラベル・ジャパン」（MELジャパン）が創設。

○MSC（Marine Stewardship Council）：海洋管理協議会
京都府機船底曳網漁業連合会のずわいがに、あかがれい漁業と土佐鮭水産グループのかつお一本釣り漁業が認証（平成23年3月現在）。

○マリン・エコラベル・ジャパン（MELジャパン）
日本海べにずわいがにに漁業、さくらえび2そう船びき網漁業、十三湖しじみ漁業、いかなご船びき網漁業等、6種類の漁業が認証（平成23年3月現在）。

理解を高めてもらおうという取組も行われている。遊漁関係団体との間で、資源の保護・増殖、漁場環境の保全等の海面利用に関し連携活動を行っている漁業協同組合は全国で二一組合（漁業センサス（二〇〇八年））に上る。

水産資源を育む環境づくりが漁業者と消費者の交流の場になってきている事例や漁業者による資源管理の取組が地域経済の活性化の呼び水となっている事例等が全国各地で生まれている（村の活性化につながるキアンコウ資源管理（青森県風間浦村）、魚を育てる森づくり（北海道漁連婦人部）などの事例）。

（むすび）

生産、流通、消費が連携することで資源管理はより強固なものになる

我が国周辺水域の水産資源の適切な管理とその持続的利用は、漁業者だけではなく、それを取扱う加工・流通業者や水産物を食する消費者にも関係する問題である。また、食料安全保障の観点からも、国民全体がそれぞれで取り組むべき課題である。水産資源の持続的利用を支えていくため、国民全体がそれぞれの立場で実行可能なことに連携しつつ取り組んでいくことが重要である（図10）。例えば、①漁業者・漁業団体は、資源管理の取組について積極的に情報発信することで、流通業者や消費者の理解を促進する、②流通業者は、適切に資源管理された水産物について表示や説明を加え、積極的に販売する、③消費者は、このような水産物を積極的に購入することで漁業者の資源管理を応援する、といったように、生産、流通、消費が連携することで資源管理はより強

固なものとなる。

近年、水産資源に関する国民の関心が高まってきている。この関心を具体的な行動につなげるため、まずは、漁業者・漁業団体、加工・流通業者、行政・研究機関が協力し、消費者への情報発信・普及啓発に取り組み、連携の輪を拡げていくことが重要ではないだろうか。

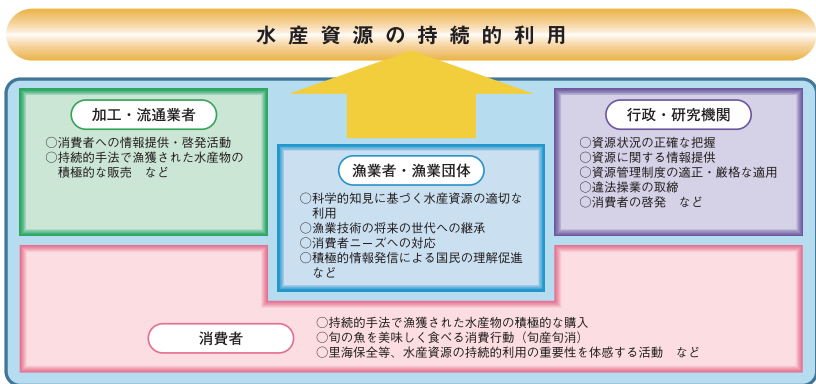


図10 関係者による取組の例

【Ⅱ 平成二十一年度以降の我が国水産の動向】

一 水産物の消費・需給をめぐる動き

(一) 水産物の消費動向

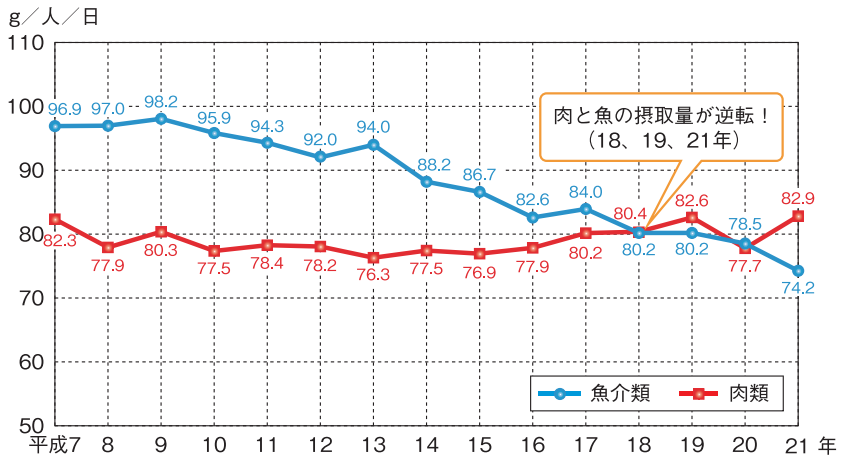
(魚介類消費量の減少が続いている)

国民一人一日当たりの魚介類の摂取量は長期的に減少傾向にある。一方、肉類はほぼ横ばい傾向にあり、平成十八年には初めて肉類の摂取量が魚介類を上回った。その後、十九年、二十年と魚介類と肉類の消費量が拮抗していたが、二十一年には、肉類と魚介類の摂取量の差が拡大した(図11)。

(若い世代ほど家庭での魚の購入量が少ない)

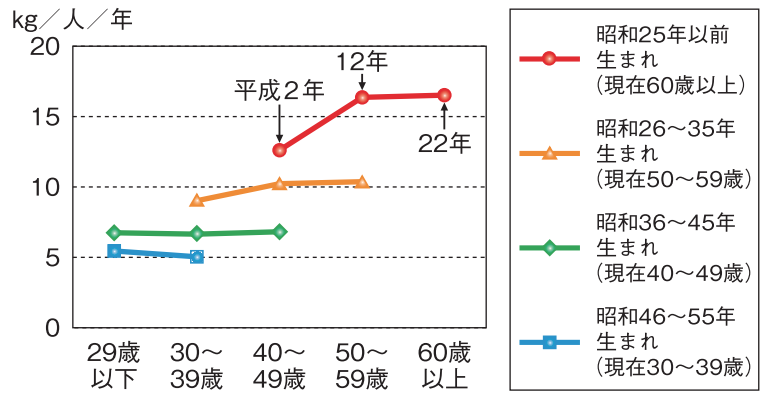
家庭での生鮮魚介類の購入数量を世代ごとと比較すると、若い世代ほど少なくなっている。現在三〇〜三九歳の世代の生鮮魚介類購入数量(世帯員一人当たり)は、現在六〇歳以上の世代の約三分の一にとどまっている(図12)。

魚介類の摂取量は長期的に減少傾向、肉類はほぼ横ばい



資料：厚生労働省「国民栄養調査」(平成7～14年)、「国民健康・栄養調査報告」(平成15～21年)

図11 国民1人1日当たり魚介類と肉類の摂取量の推移



資料：総務省「家計調査」に基づき水産庁で作成

図12 世帯主の年齢階層別の世帯員1人当たり生鮮魚介類購入数量の推移

消費者の水産物の消費形態の変化に敏感に対応すれば、水産物の新たな需要を喚起できる

〔新規需要の開拓や魚食普及による水産物消費拡大が必要〕

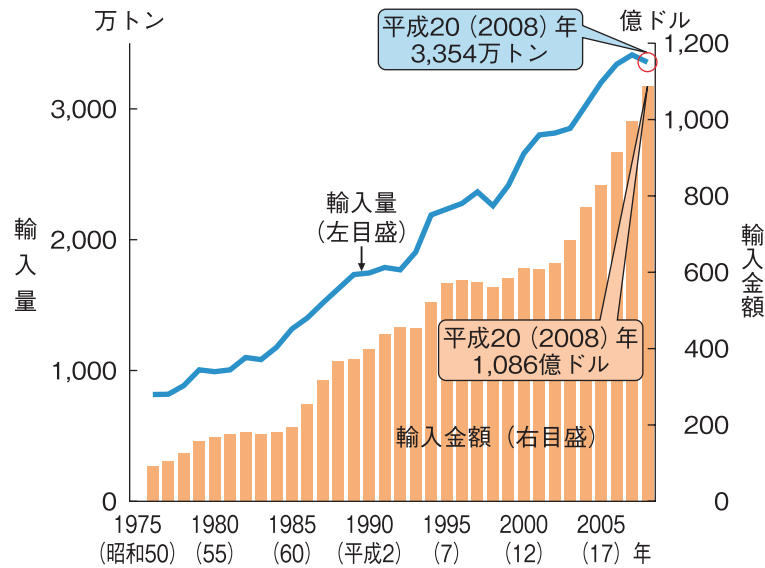
今後、我が国の人口の減少が進むとともに、水産物の消費量が少ない世代への世代交代が進むなかで、国内の魚介類の消費は一層減少していくことが懸念される。一方、電子レンジで手軽に魚を調理できる器具がヒット商品となったり、回転寿司が世代を問わず人気を集めるといった現象も生じている。食の外部化・簡便化、安全・安心志向、健康志向といった我が国の消費者の水産物の消費形態の変化に敏感に対応すれば、水産物について新たな需要を喚起できる可能性がある。

食生活を通じた国民の健康増進を図るためにも、水産物摂取のメリットに関する国民の理解促進、水産物の調理方法の普及、消費者ニーズに対応した商品の開発などにより、水産物の消費拡大を図ることが重要である。特に、次世代を担う子供やその親に対する魚食の普及が課題となっている。

（二）水産物の需給動向

〔拡大する世界の水産物貿易〕

水産物に対する需要が世界的に拡大するなかで、世界の水産物貿易は、数量、金額ともに増加傾向で推移。二〇〇八年（平成二十年）の総輸入金額は過去最高の一、〇八六億ドル、総輸入量は三、三五四万トン（図13）。



資料：FAO 「Fishstat (commodities production and trade (1976-2008))」

図13 世界の水産物輸入貿易量・金額の推移

水産物輸入量は、国内消費の落ち込みで二〇〇二年をピークに減少傾向。二〇一〇年の輸入量は二七二万トン

（我が国の水産物輸入の動向）

一方で、我が国の水産物輸入量は、国内水産物消費の落ち込み等により、二〇〇一年（平成十三年）をピークに減少傾向で推移している。これに伴い、世界の水産物貿易に占める我が国のシェアが低下し、二〇〇五年（平成十七年）以降、輸入量では、中国が我が国を抜いて世界一となっている。

二〇一〇年（平成二十二年）の我が国の水産物輸入量は、円高の影響等により前年比五%増の二七二万トン。輸入金額は、前年比六%増の一兆三、七〇九億円となっている（図14）。

（我が国の水産物輸出の動向）

我が国の水産物輸出量は、昭和五〇年代には魚粉や缶詰の輸出により六〇万トンを超えていたが、マイワシ資源の低迷等により、長期的に減少傾向で推移してきた。しかし、近年、世界の

平成二十二年の輸出量は五七万トン、九五五億円と増加

水産物需要の拡大等を背景に、我が国の水産物の輸出が再び増加し、平成二十二年の水産物の輸出量は五七万トン、輸出金額は一、九五五億円となった。水産物の輸出額は、我が国の農林水産物・食品の輸出額（四、九二二億円）の四割を占めている。

（我が国の食用魚介類自給率）

食用魚介類の自給率は、国内生産量に下げ止まりの傾向がみられたことや水産物の輸入量の減少から、平成十二〜十四年度の五三%から微増傾向にあった。しかし、平成十九〜二十一年度は、国内生産量と輸入量とともに減少したことから、三年連続で六二%となった（図15）。

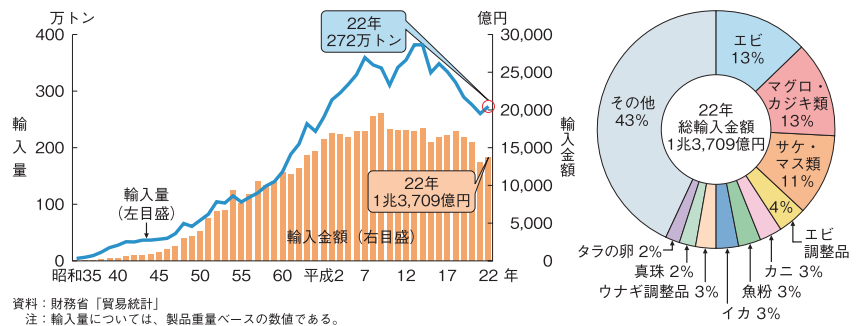


図14 我が国の水産物輸入量・金額の推移と金額内訳（2010年（平成22年））

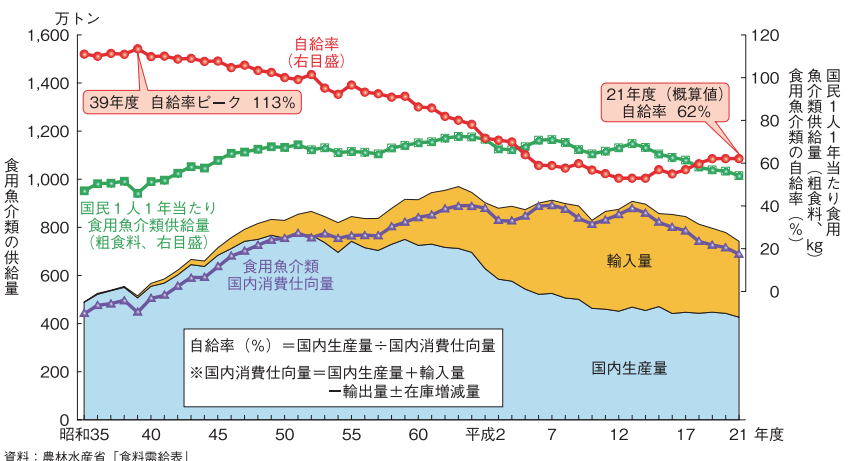


図15 食用魚介類の自給率等の推移

二 我が国水産業をめぐる動き

(一) 漁業・養殖業の動向

(国内漁業生産)

漁業・養殖業生産量は五四三万トン、対前年比二・九%の減、金額では一兆四、七三〇億円、同九・五%減、新規就業者数は増加傾向

平成二十一年の我が国の漁業・養殖業生産量は五四三万トンで、対前年比二・九%減。漁業・養殖業生産額は、対前年比九・五%減の一兆四、七三〇億円と生産量の減少を大きく上回って減少した。これは、クロマグロ、カツオ、サバ類等について、漁獲量の減少に加え、余剰在庫の発生、漁獲サイズの低下による単価の低下がみられたこと等による(図16)。

(漁業就業者)

平成二十一年の漁業就業者数は前年比四・六%減の二二万二千人。年齢階層別に見ると、六〇～六四歳の階層及び六五歳以上の階層の占める割合が増加しており、漁業就業者の高齢化が進行。将来の漁業を担う人材の確保が課題となっている。

一方、厳しい雇用情勢や職業・ライフスタイルに対する考え方が多様化するなかで、新規就業者数は増加傾向にある。平成二十一年の新規漁業就業者数は、二、〇〇二人。

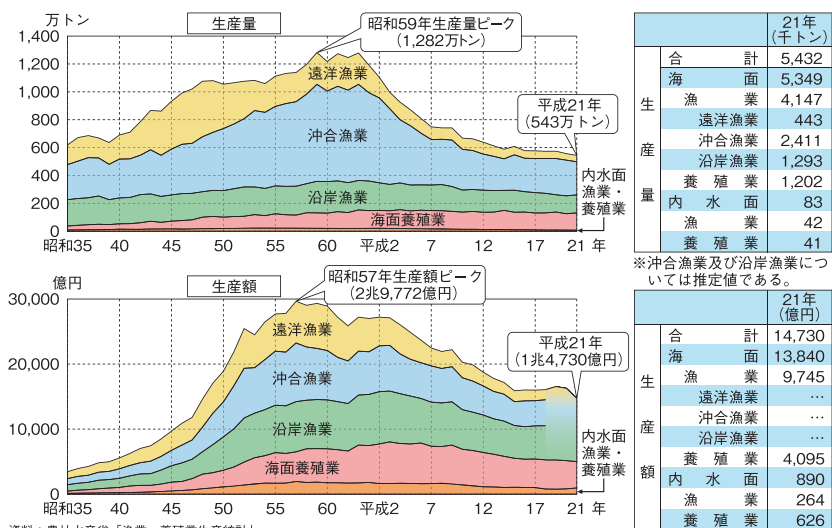


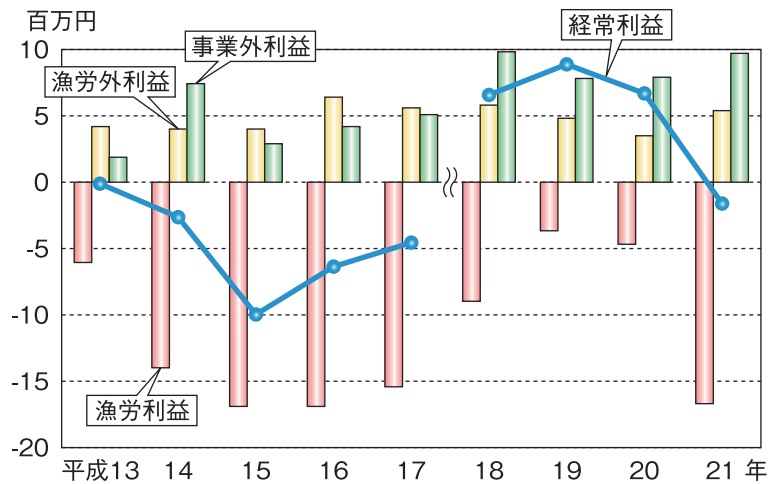
図16 漁業・養殖業の生産量・生産額の推移

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」



資料：水産庁調べ

図17 漁業用A重油の価格の推移



資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成

図18 会社経営体（漁船漁業）の経営状況の推移

(二) 水産業経営をめぐる動向

(漁業経営の状況)

会社経営体の漁労売上高は大きく低下、漁労利益の赤字が拡大し、経営は赤字に転落

漁業用A重油の価格は、近年、国際的な需給関係に加え、投機資金などの影響により乱高下。平成二十年八月に史上最高額を記録した後、一旦下落したが、二十三年に入って再度上昇局面にあり、予断を許さない状況となっている(図17)。

平成二十一年度の漁船漁業(一〇トン以上の動力漁船を使用)を営む会社経営体の経営は、油費の減少により漁労支出は低下したものの、漁労売上高が大きく低下。漁労利益の赤字が拡大し、経常利益は赤字に転落した(図18)。

(養殖業経営の状況)

養魚用配合飼料の主原料である魚粉の輸入価格は、中国をはじめとする世界的な需増を背景に、平成二十二年度前半に大きく上昇し、以降も高値で推移している(図19)。

収入、支出ともに規模が大きいブリ、タイ養殖は、漁労所得の変動が大きく、経営が不安定な傾向にある(表3)。さらに近年は、魚粉価格の高騰による飼料価格の上昇が経営に与える影響が懸念される。



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

図19 魚粉の輸入単価の推移

(単位：万円)

	漁 労 所 得						
	平成15年	16	17	18	19	20	21
平 均	571	626	611	508	538	366	388
ブ リ	1,014	617	▲ 42	1,081	141	▲ 614	▲ 39
タ イ	▲ 634	▲ 493	356	389	917	▲ 434	▲ 756
真 珠	450	403	24	▲ 14	708	▲ 97	▲ 107
真 珠 母 貝	226	226	332
カ キ	769	566	697	454	185	377	476
ホ タ テ ガ イ	670	1,020	894	597	608	417	525
ノ リ	692	763	748	574	682	575	562
ワ カ メ	396	448	435	375	347	495	325

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成

表3 海面養殖漁家の漁労所得の推移

(漁協系統組織の組織・経営・事業基盤の強化を促進)

平成二十一年度末現在の沿海地区漁業協同組合数は全国で一、〇二八組合。漁業協同組合の事業規模が縮小するなかで、事業管理費の削減が進まないことから、平成二十一年度においては、全国の沿海地区漁協のうち約七割の組合で事業利益が赤字となっている。近年、組織・事業基盤の強化を目的として、漁協の合併が加速しているが、多額の繰越欠損金が障害となっており、経営改善も困難となっている。漁協も少なくないことから、国では、平成二十一年度に経営改善計画の策定・実行に取り組む漁協を支援するため、欠損金見合いの借換資金である「漁協経営改革支援資金」を創設。また、二十二年度からは、漁協経営改革支援資金の利息を助成する「漁協経営基盤強化推進事業」が実施されている。

約七割の組合が事業利益赤字。「漁協経営改革支援資金」を創設、利息を助成する「漁協経営基盤強化推進事業」を実施

(三) 水産物流通・加工をめぐる動向

(水産物流通の状況)

水産物流通は、産地市場において仕分け・分荷・出荷された後、消費地市場に再度集荷され、最終的に小売店を通じて消費者に届く多段階の流通システムとなっている。水産物産地市場の数は平成二十二年三月現在で七六三(都道府県調べ)。水産物産地市場の多くは、取引規模が小さく価格形成力が弱いため、市場の統合や施設の集約

市場の統合や施設の集約化、市場機能の高度化等が課題

化、市場機能の高度化等を図るとともに、新たな買参人の参入促進などによって産地市場の取引の活性化を図り、漁業者の手取り向上につなげることが課題となっている。

(水産物加工の状況)

平成二十年の水産加工業の出荷額は三兆三、九七八億円となっている(食品製造業の総出荷額の一三・六%)。我が国の漁業・養殖業による国内消費仕向量のうち六割が加工向けとなっており、水産加工業は漁村地域の基幹産業としても重要な役割を果たしている。しかしながら、水産加工品の生産量は、水産物の消費低迷や事業所数の減少、原料確保の不安定化等を背景に減少傾向にある。

(水産物をめぐる安全性と消費者の信頼の確保)

消費者に安全で信頼できる水産物を供給するため、生産や加工の工程を適切に管理して安全を確保し、その取組について分かりやすく情報提供することが重要である。養殖水産物では、生産・出荷・加工の各工程で危害要因を低減する「養殖生産工程管理手法」(GAP^{※9}手法)の導入や、生産履歴の情報を消費者に開示する取組が進ん

*9 GAP: Good Aquacultural Practice (適正養殖規範)。養殖水産物の生産段階においてどのようなリスクが存在するかを把握し、リスクを最小限に抑える手順を決めて、その手順に従って生産作業を行うこと。

でいる。また、漁業センサス(二〇〇八年)によれば、製品の付加価値向上や輸出のため、全国の一、一〇二の水産加工場がHACCP^{※10}手法を導入している。

三 水産業をめぐる国際情勢

(一) 世界の漁業・養殖業の状況

二〇〇九年(平成二十一年)の世界の漁業生産量は、九、〇二二万トン。国別では、中国が最も多く、世界の二七%を占めている。魚種別の漁獲量では、ニシン・イワシ類が最も多く、全体の二二%(二、九九〇万トン)。二〇〇九年(平成二十一年)の世界の養殖業生産量は、七、三〇四万トン。国別では、中国が最も多く、世界の六二%を占めている。魚種別の生産量では、コイ・フナ類が最も多く、全体の三〇%(二、二二三万トン)(図20及び図21)。

世界の漁業生産量は九、〇二二万トン、国別では中国がトップ

※10 HACCP: Hazard Analysis and Critical Control Point (ハシ CCP)。原料から最終製品に至るまでの各工程において、予想される危害をあらかじめ分析し、これを軽減又は除去することで衛生・品質管理を行う方式。

韓国、中国、ロシアとそれぞれ漁業協定を結び相手国水域内で操業

地域漁業管理機関について、二〇一一年三月の会合で条約案が最終化し、発効に向けた準備が進む

(二) 我が国の国際漁業関係

(一) 二国間の漁業関係

我が国は、韓国、中国、ロシアとの間において、それぞれ日韓漁業協定、日中漁業協定、日ソ地先沖合漁業協定を締結し、互いに相手国から受けた漁獲割当及び許可隻数の範囲で、相手国水域内で操業している。我が国及びロシア二〇〇海里水域におけるロシア系サケ・マス（ロシアを母川とするサケ・マス）の漁獲については、日ソ漁業協力協定に基づき、また、北方四島周辺水域におけるスケトウダラ、タコ等の漁獲については、北方四島周辺水域操業枠組協定に基づき、我が国漁船が操業している。また、太平洋島しょ国やアフリカ諸国等と漁業に関する政府間協定や民間による契約を締結し、我が国漁船の操業を確保している。

(二) 多国間の漁業関係

北太平洋公海を管理する新しい地域漁業管理機関（北太平洋漁業委員会）について、二〇〇六年から設立交渉が行われており、二〇一一年三月に開催された第一〇回会合において条約案が最終化された。今後は条約の発効に向けた準備が進められる予定。世界貿易機関（WTO）では、ドーハ・ラウンドのルール交渉において、各国政府

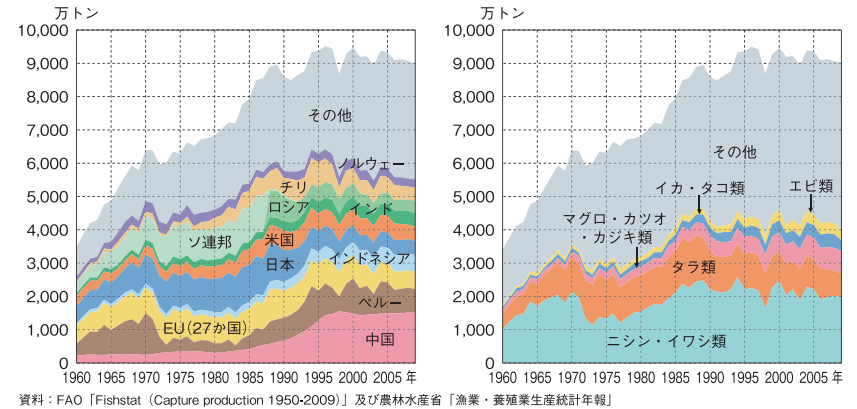


図 20 国別・魚種別世界の漁業生産量の推移

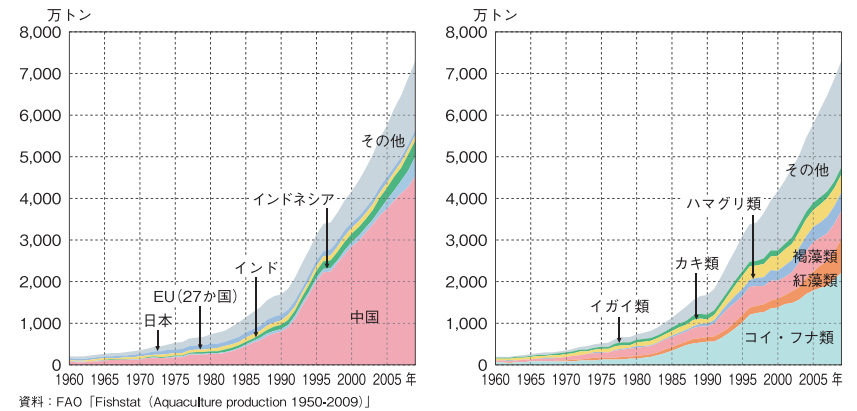


図 21 国別・魚種別世界の養殖業生産量の推移

が支出する漁業補助金の規律を策定するための議論が行われている。我が国は、二〇一一年一月にWTOに日本提案を提出した。

(三) 諸外国の水産施策

(米国)

NOAAは二〇一〇年十一月「キャッチ・シェア」を促進する政策を発表

○米国海洋大気庁（NOAA）は、二〇一〇年十一月、「キャッチ・シェア」*11を促進する政策を発表した。NOAAは、キャッチシェアを全国一律に強制するのではなく、地域コミュニティや漁業組合等に対してNOAAが助言や技術的支援を行うことで、地域の実情に応じた導入促進を図ることとしている。

○米国農務省及び保健福祉省は、二〇一一年一月「食生活ガイドライン」を五年ぶりに改訂し、米国民（幼児を除く）は、毎週八オンス（二二四g）調理済みの可食部重量）以上の魚介類を摂取すべきことを勧告した。同ガイドラインが勧告する摂取量は、現在の米国人の平均魚介類摂取量の二倍以上に当たる。

*11 「キャッチ・シェア」とは、ある水産資源の漁獲可能量（TAC）の一部を個別の漁業者組合、地域などに割り当てる漁業管理方策の総称。例えば、個別漁獲割当制度（IFQ）や特定の地域コミュニティによる独占的な漁場使用を認める地域利用権（TURFs）などが含まれる。

(欧州連合（EU）)

EUでは、国内的・国際的な漁業規制を守らずに操業するIUU（違法・無報告・無規制）漁業を水産資源の持続的利用に対する最も深刻な脅威の一つとして位置づけされており、IUU漁業への対抗措置として、IUU漁業による漁獲物をEU市場から排除する貿易制限措置、IUU漁船のEUの港への寄港禁止措置を二〇一〇年一月から実施している。

四 活力ある漁村づくり

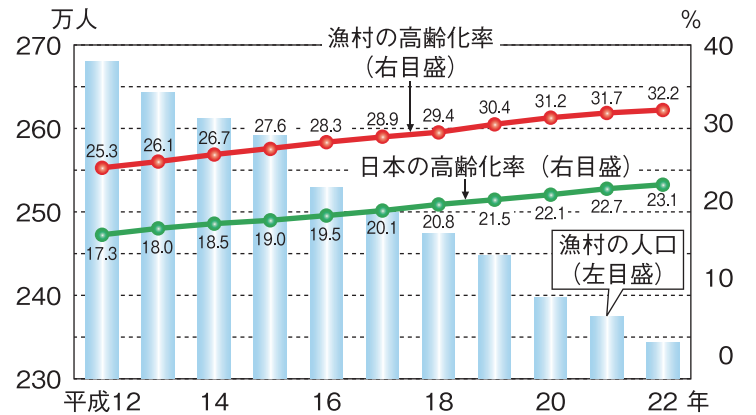
(我が国の沿岸地域を支える漁村)

我が国の沿岸部には、六、二九八の漁業集落、二、九一四の漁港がある。漁業集落は、海岸線五・六kmごとに、漁港は二・一kmごとに立地していることになる。これらの漁港のうち約四分の三が、主に地元の漁業により利用される第一種漁港であり、我が国の沿岸部には、小型船による沿岸漁業を中心とした漁村が津々浦々に立地している。

(漁村では高齢化と人口減少が進んでいる)

漁村の高齢化率は、全国平均に比べ高く、また、人口の減少も顕著である*12（図22）。今後とも漁村人口の減少・高齢化等が進行すれば、漁村の活力が衰退していく恐れ

沿岸部には六、二九八の漁業集落、二、九一四の漁港がある



資料：漁村の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、日本の高齢化率は平成12年、17年は総務省「国勢調査」、その他の年は「人口推計」

図22 漁村の人口・高齢化率の推移

漁村人口の減少・高齢化が続けば漁村の衰退につながり、「水産業・漁村の多面的機能」の発揮に支障が出る

がある。漁村の衰退は、沿岸漁業をはじめとする漁業の衰退につながるとともに、現在漁業者が共同で行っている地先漁場の管理や藻場、魚付き保安林の保全活動などが十分に行われなくなり、「水産業・漁村の多面的機能」の発揮に支障が出る可能性も懸念される(図23)。

(漁村の六次産業化のために)

漁村の活力を向上させ、漁業者の手取りと雇用を確保していくため、地場の豊かな水産資源を活かした六次産業化^{*13}の取組の一層の促進が必要(図24)。平成二十二年十二月には、六次産業化法^{*14}が公布され、国としても農林漁業者の加工・販売への取組促進や農山漁村に由来する資源の活用取組に対する支援を一層強化することとしている。

地場の豊かな水産資源を活かした六次産業化の一層の促進が必要である

農林水産省が漁業者を対象として行った意識・意向調査によれば、六次産業化について「取組みたいと思うが、加工・販売まで自ら行うのは難しい」と回答した者

*12 漁村の人口は平成十二年(二二六八万二千人)から平成二十二年(二三三万五千人)の一〇年間で二・六%減少。

*13 一次×二次×三次×六次産業。一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

*14 地域資源を活用した農林漁業者による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六七号)

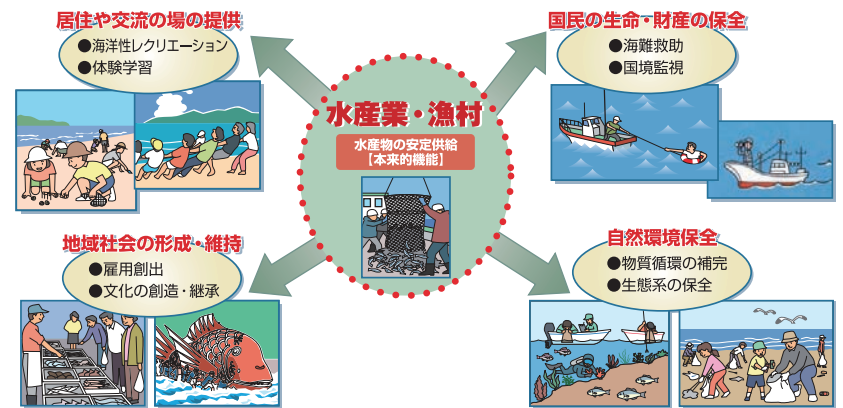


図23 水産業・漁村の多面的機能

○漁村の活力を向上させ、漁業者の手取りと雇用を確保していくため、地域の豊かな水産資源を活かした6次産業化の取組の一層の促進が必要。

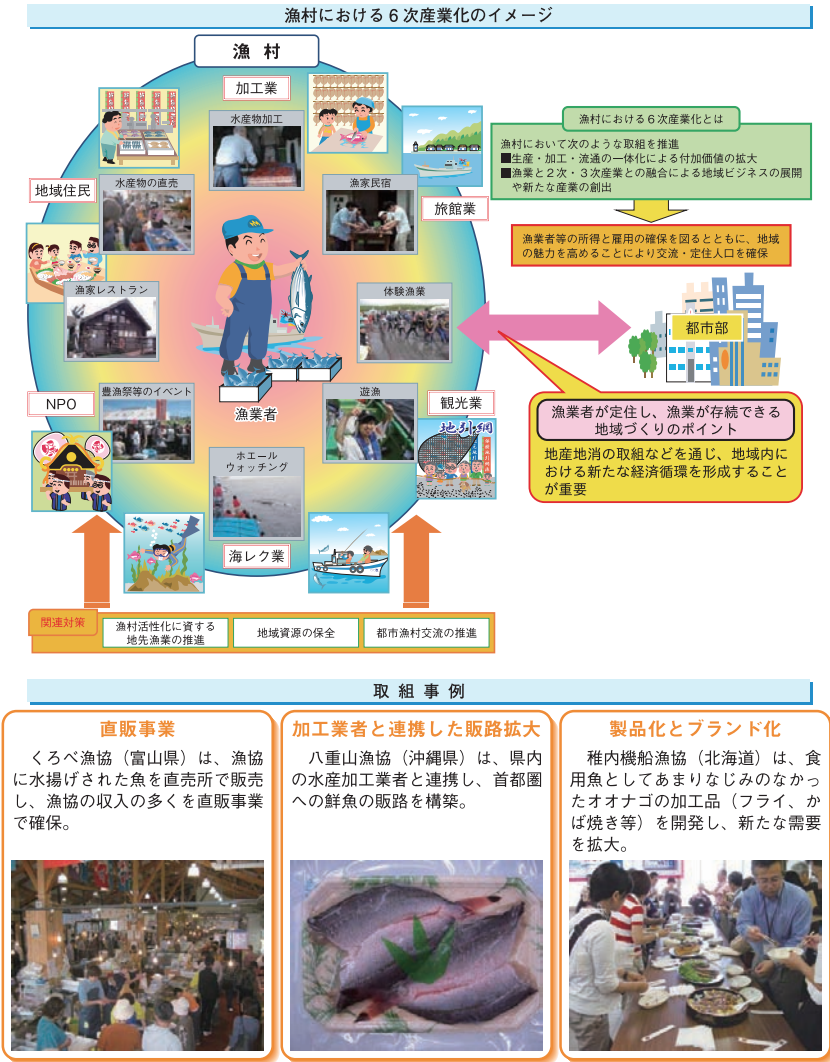


図 24

が四五%と最も多くなっている（図25）。取組に向けたハードルを如何に下げるかが六次産業化を推進するための課題と考えられる。

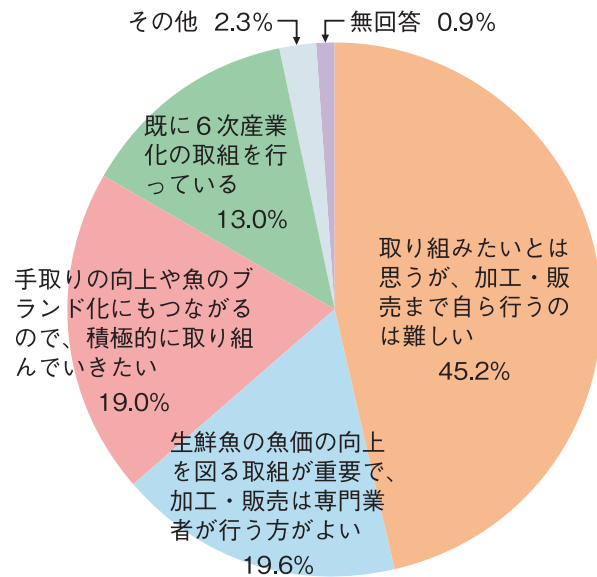


図 25 漁業者の6次産業化に対する意識

資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」（平成23年5月公表）

水産白書については、水産庁ホームページに全文を掲載しています。また、政府
刊行物センターや大型書店でもお求めになれますので、是非ご覧下さい。

水産庁ホームページ

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/index.html>

時事余聞

◇…電子書籍の追い込みが激しい。書籍の電子化から配信まで引き受けたり、販売サイトを構築するなど動きが急だ。現在の電子書籍は印刷や製本などのコストがかからぬ。ただ複雑な権利関係が生ずるので中には印刷物より割高となる場合もある。しかし最近では潮流が変化、小説などの単行本や雑誌などは発売と同時に配信されるというから驚く。

◇…新計画も目白押しだ。システム開発会社の(株)28号は(東京・文京区)「パナーチェスプラグ」と銘打ち、出版社に対し、印刷や製本まで手がけ、電子書籍化から配信まで扱うという。また(株)ECナビ(東京・渋谷)はこれまでの比較サイトの運営のほか、電子書籍事業に乗り出す。すでに子会社づくりで資本金三〇〇〇万円を投資、参戦の構えである。この業界では大手の(株)ヤッパ(東京・渋谷)が個人めあてに自費出版が簡単にでまわるようなシステムを模索中。中小企業者各社の動きを見ながら一戦参戦の構えという。

◇…なにしろ、チュニジア、エジプトで相次ぎ長期政権が崩れた。その引き

金となったのは、フェイスブックやツイッターという新しいネットメディアだった。電撃的な民集の結果ぶりと素早い反応には舌をまく。確かに一粒の雨だった。しかしまたたく間に大河をつくり、海に注ぎ、怒涛のような勢いで本屋を襲ったのである。米タイム誌が昨年暮れ、「今年の人」にフェイスブックの創業者のマーク・ザッカーバーグ氏を選んだ。同氏が選ばれたのは、「米国人の半数以上がフェイスブックに登録」「もしフェイスブックが国家だとしたら中国とインドに次ぐ三番目の大国になる」「人類の十二分の一を一つのネットワークに結びつけた」「フェイスブックには世界中の五億人もが登録しているといわれる」社会のグローバルな変貌に果している役割は驚くほど。

◇…今本屋はピンチだ。米国の書店二位のボルダーズ・グループが破たんした。六五〇店以上の店舗網を誇ったが、インターネットの書籍販売、電子書籍に足元をすくわれた。日本でも本屋は十年で三割減った。電子書籍の津波は世界各地に閉店廃業の山を築くかも知れない。(K)

編集後記

平成二十二年度の水産白書は「東日本大震災」を取り上げ例年の章立てを変え、冒頭に掲げている。政府は「緊急災害対策本部」、農水省も「地震災害対策本部」を設置し、水産庁の漁業取締船を被災地に派遣する一方、救援物資の運び込みに最大の努力を払っている。それに福島原発問題が重なり被害地域の復旧、復興は簡単にはゆきそうもなく、風評被害も漁業者に深刻な打撃を与えています。一刻も早い復旧復興を誰もが願っています。執筆に感謝申し上げます。

「水産振興」第五二二号

平成二十三年六月一日発行

(非売品)

編集兼
発行人 中澤 齊 彬

発行所 〒104-0055 東京都中央区豊海町五番九号
東京水産会館五階

財団法人 東京水産振興会

電話 ☎ 三五三三八二一
FAX ☎ 三五三三八二六

印刷所 (株)連合印刷センター

(本稿記事の無断転載を禁じます)

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

平成二十三年六月一日発行（毎月一回一日発行）五三二号（第四十五卷六号）